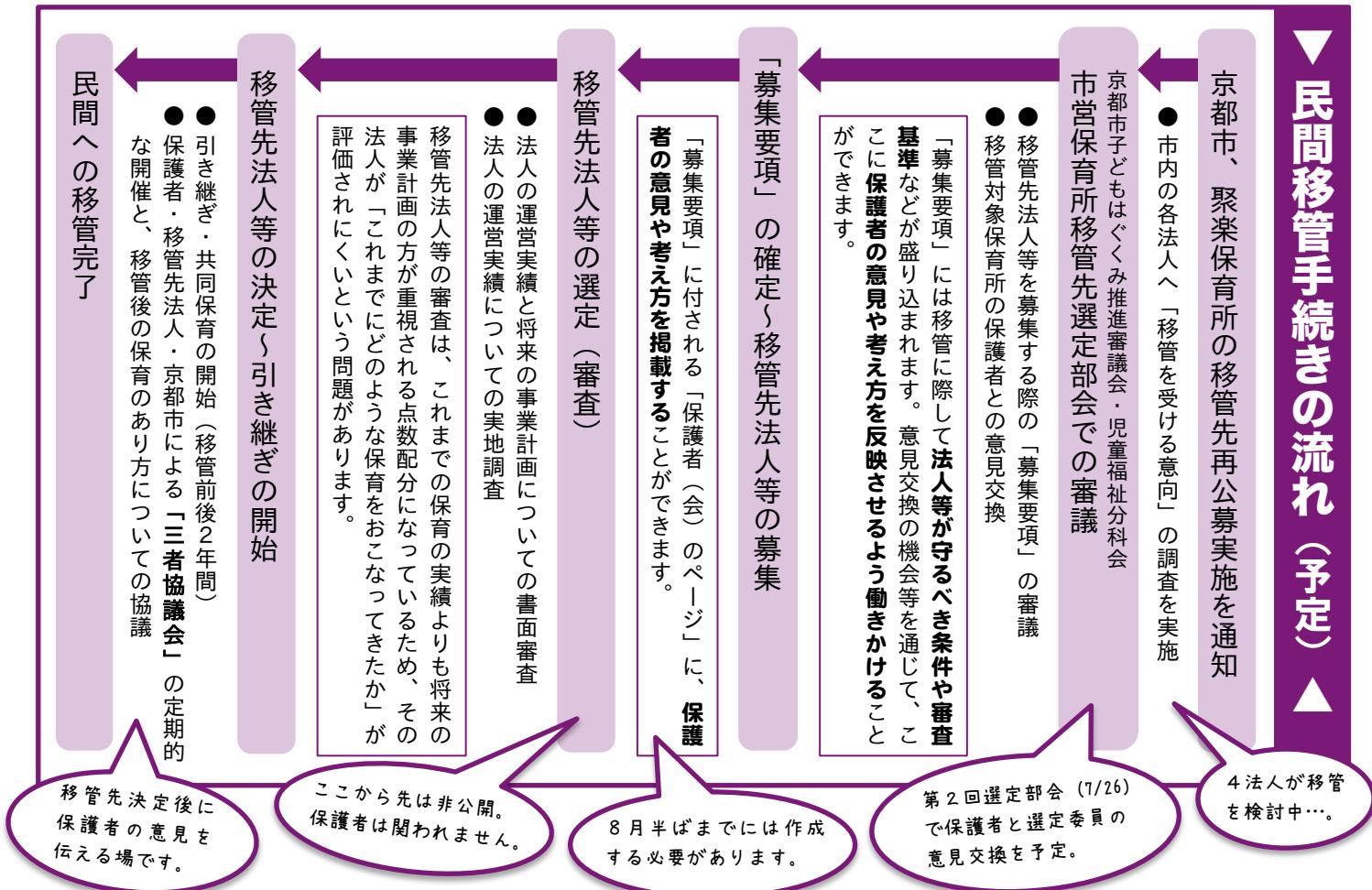


# たけうま

## どんな法人が応募するかは「募集要項」の内容次第

～だからこそ、保護者の声を選定部会・募集要項に反映させたい！～



市営保育所の民営化（民間移管）にあたって、保育所の移管先を募集するための「募集要項」について話し合ったり、応募してきた法人の審査をおこなったりするのが、京都市子どもはぐくみ推進審議会・児童福祉分科会の「市営保育所移管先選定部会」です（以下、選定部会）。

選定部会ではまず、移管先となる法人等を募集するための「募集要項」の案が検討されます。

この「募集要項」で移管先に求める条件や審査基準が緩和されてしまうと、保育所運営経験が浅い、保育士さんの経験年数が少ないなど、聚楽保育所の保育を引き継ぐ上で不十分・不適当な法人でも応募しやすくなってしまいます。

7月26日(金)の第2回選定部会では、保護者(会)と選定部会委員との意見交換が予定されています。ここで、保護者から移管に関する意見を述べたり、「募

集要項」案に盛り込む条件等を提案したりすることができます。

それまでに、子どものことを一番良く知る保護者の目線で、「募集要項」案をしっかりとチェックし、聚楽保育所の保育やじゅらく児童館の運営を引き継ぐために必要な条件を検討していきましょう。

また、選定部会は誰でも傍聴することができます。たくさんの保護者が傍聴して関心の高さを示すことで、選定部会がきちんと保護者の声と向き合うように求めていきましょう！

### 第1回選定部会 開催情報

日時：6月28日(金)19:00～

場所：こどもみらい館（中京区楠町601-1）

誰でも傍聴できます！（事前申込不要）



\*傍聴の定員は20名ですが、多数の場合はイスを増やして対応されます。

# みんなで「募集要項」を読もう！作ってみよう！

～保護者参加型「募集要項」検討ワークショップを開催します～



日時：7月4日（木）午後7時より 場所：じゅらく保育所ホール

6月28日（金）の第1回選定部会で、「募集要項」の第1案が提示されます。

「募集要項」は移管先を募集する際の条件や審査基準を決める上でとても大事なもの。でも、保育や保育所運営についての専門的な視点を持ちながら読み込まないと、「募集要項」の問題点を見つけ出したり、保護者が盛り込みたい要望や意見をまとめたりするのはとても大変です。

そこで、先日の保護者勉強会でも講師を務めていただいた弁護士の藤井豊さんが、「募集要項」の第1案をもとに、その内容を解説してくださいます。

それを踏まえて、みんなで「募集要項」や聚楽保育所の保育についてワイワイ話し合い、「保護者の意見」作りを始めてみませんか。

藤井さんが丁寧に解説してくれるので、専門的なことは分からなくても大丈夫。普段の聚楽保育所の「いいな！」と思うところ、「これはちょっと…」と思うところなどを、保護者の目線で持ち寄りながら、みんなが納得できる「募集要項」をめざしましょう！



聚楽保育所の「募集要項」のベースになると考えられるのが、2017年度に移管先が募集された修学院保育所（左京区）の「募集要項」です。

左記のQRコードから、修学院保育所の「募集要項」を読むことができますので、ぜひご覧ください。



【参考1】  
京都市による募集ページ



【参考2】  
修学院保護者のページ

## 民間移管についての保護者勉強会を開催しました！

6月14日（金）に開催した民間移管の勉強会には、13名の保護者の方々にご参加いただきました。ありがとうございます。その中で特に伝えたいことを抜粋しました（詳細は号外をご覧ください）。

- 移管に関わる法人・京都市・保護者はみんな別々の方を見ている…



子どものことを見ているは保護者だけ！

- 最近移管された保育所は大変！

山ノ本保育所（2018年度移管）

- ・ 移管後、すぐに縦割り保育を導入して混乱
- ・ 保護者の意向を汲まず園の「やりたい保育」を実践

修学院保育所（2019年度移管）

- ・ 理事長独自の「理想の保育」が前面に
- ・ プールを壊して理事長自作の歌のためのホールを建設

崇仁保育所（2020年度移管予定）

- ・ 保育園運営経験2年目、保育士平均勤続年数5年の法人
- ・ 移管園は新規採用のみで運営 → 連携取れる？

- 質疑応答（抜粋）

Q. 入所の時に移管の説明を了承したから、今から移管に意見を言うのはおかしい？

A. おかしくないです。内容の説明を受けていませんし、意見を言うのは正当な権利。

Q. 移管に意見・反対すると、移管後に子どもや保護者会が不利に扱われる？

A. ないです。現場の保育士さんが態度を変えるとは考えにくいし、保護者会は移管後の運営にも必要です。むしろ、移管後の保育に保護者の意見を反映させるためにも、意見を言う必要があります。

Q. 移管後の引継ぎはどんなもの？

A. 引継ぎに1年、移管後1年間は前の先生が来ると言われていますが、担任レベルの先生は1月からの3か月間で本格的に引継ぎをします。また、移管後は里心が付かないようにと前の先生は保育に積極的に関わらないようになります。丁寧な移管を求めるなら、募集要項に盛り込む必要があります。

# 「募集要項」を 読もう！作ろう！

## 保護者参加型 「募集要項」検討 ワークショップ

7月4日（木）午後7時より  
じゅらく保育所ホール  
講師：藤井豊さん（弁護士）

要項を大解説！  
の藤井さんが、「募集  
先日の勉強会で、「分  
かりやすい」と大好評

じゅらく保育所の民間移管にあたって、移管先選定の基準や条件を決めるのが「募集要項」です。

でも「募集要項」の問題点を見つけたり、保護者の要望や意見をまとめたりするのはとても大変。保育や保育所運営についての専門的な視点も必要ですね。

そこで、弁護士の藤井豊さんが、6月28日に京都市が示す「募集要項」の第1案をもとに、その内容を解説してくださいます。

それを踏まえて、みんなでワイワイ話し合い、移管に向けて「募集要項」の「保護者案」作りを始めてみませんか。

藤井さんが丁寧に解説してくれるので、専門的なことは分からなくても大丈夫。普段の保育所の「いいな！」と思うところ、「これはちょっと…」と思うところなどを、保護者の目線で持ち寄りながら、みんなが納得できる「募集要項」をめざしましょう！

※ できるだけ、7月3日（水）配布予定の「募集要項」案をご持参ください。

※ お子さんと一緒に越しいただいても大丈夫です！



# ご質問・ご意見、大募集！

6月28日（金）、京都市よりじゅらく保育所の移管先を募集するための「募集要項」第1案が示されました。

でもこの「募集要項」、保育のことや子どもの発達・成長のこと、保育所運営のことなどについて、専門的な視点で読み込まないとよく分かりません。

そこで今回も、講師の藤井さんにいろいろ教えていただくため、「募集要項」案やじゅらく保育所の民営化（民間移管）についてのご質問やご意見を大募集します！

「じゅらく保育所のこんなところを維持してほしい！」「移管先を選ぶ時はこんなところをよく見て！」などなど、何でも結構です。

「いろいろ意見はあるけど、当日は都合が悪くて参加できない…」という方も、ぜひご質問・ご意見をお寄せください。

ご質問・ご意見等をご自由にお書きください。

よろしければ、クラス・お名前などをお書きください \_\_\_\_\_

ご質問・ご意見は、各クラスの民間移管対策委員にお渡しいただくか、職員室前に置かれている保護者会のご意見箱に投函してください（無記名でも結構です）。

メールでも受け付けていますので、お気軽にお寄せください！

民間移管対策委員会 E-mail: juraku\_ikantaisaku@outlook.jp



## 第1回選定部会開催、「募集要項」第1案が示されました

6月28日（金）、聚楽保育所の移管先募集に向けて、京都市はぐくみ推進審議会・児童福祉分科会の本年度第1回「市営保育所移管先選定部会」（以下、「選定部会」）が開催されました。

今回の「選定部会」では、京都市より聚楽保育所とじゅらく児童館の運営法人等を募集するための「募集要項」第1案が示され、審議が行われました。以下、その概要をお伝えします。

### ○ 「市営保育所の民間移管の状況」について京都市より報告

これまで民間移管された元市営保育所（現在移管中の保育所を含む）の状況について、京都市より「滞りなく移管が完了している」、「（移管後の運営を話し合う）三者協議会が予定より早く解散した」等の内容が報告されました。

→ 委員の方々からは、「三者協議会は大事な会議という合意でスタートしたはず。予定より早く終了したのはなぜか」、「継続的に三者協議会が開催されている園では何が問題になっているのか」といった質問がありましたが、市からは「現在は子どもも落ち着いてきており、特段大きな問題は無い」といった説明のみで、これまでの移管で生じたトラブルや課題、問題点等については言及されませんでした。

以前の選定部会では、これまでの三者協議会で話し合われた内容や移管された園での保護者アンケートの結果なども報告されていました。しかし、今年度はそれらの報告もなく、京都市が「実施する」と言っていた〈移管後の保育についての検証〉にも触れられませんでした…

### ○ 「募集要項」案の説明と検討

京都市より、「募集要項」の第1案が提示され、内容について説明がありました。それに対する委員からの主な質問・意見と京都市の回答は以下の通りです。

#### （川北委員）

- 聚楽保育所が平成25（2013年）に第三者評価\*を受審してからかなり時間が経過している。  
移管先法人には移管後3年内に第三者評価を受審することが義務づけられているが、（移管による変化を検証するためには）聚楽保育所は移管前にもう一度、第三者評価を受審しておく必要がある。
- 今年度か来年度、聚楽保育所が第三者評価を受審する考えはあるか。

#### ●「選定部会」委員の方々●

安保 千秋さん	弁護士 ※部会長
岡 美智子さん	京都障害児者親の会協議会副会長
川北 典子さん	大谷大学教授 (児童文化学、保育学)
土江田雅史さん	公認会計士
山本 奈未さん	市民公募委員（新任）※五十音順

#### （京都市）

- 今年度の受審者はすでに決まっているため無理。来年度については予算の兼ね合いもあるので、今は決められない。

#### \*第三者評価とは…

保育所などの社会福祉事業について、公正中立な第三者の立場から専門的・客観的に行う評価のことです。聚楽保育所は2013年11月に第三者評価を受審した際、高い評価を得ました。

#### （安保委員）

- 申請資格は従来のもの（京都市内で認可保育所、認定こども園または認可幼稚園を運営している者）と変わらないが、児童館の運営経験は必要ないのか？

#### （京都市）

- 児童館はこれまで指定管理制度で運営してきたが、指定管理者を募集する際に児童館運営経験は問わないため、このまま問題無いと考えている。

#### （土江田委員）

- 「保育所に係る審査」は書面審査100点と実地審査50点、「児童館に係る審査」は書面審査のみで100点となっているが、保育所と児童館の書面審査の点数を一緒にしたのは理由があるか？

#### （京都市）

- 最終的に保育所と児童館の2つの審査を合計して、総合点の高いところを評価する。最低基準点はともに7割とする。
- 保育所と児童館の各々を足せばよいと考えている

が、配点のバランスについては委員の意見を伺いたい。

#### (岡委員)

- （市の説明の中で）児童館の募集要項については「選定部会」では審議しないという話があつたが、理解出来なかつた。児童館・学童クラブは地域にとって重要なもので、「付け足し」ではいけない。

#### (京都市)

- じゅらく児童館も含めて、児童館の多くは指定管理制度で運営している。指定管理もそれ以外の委託事業も、民間事業者が市に代わって業務を行うという点は変わらない。

#### (岡委員)

- 保育所の運営しか経験していない法人が、保育所と児童館の二つの施設を運営する可能性もある。その逆（児童館しか運営していない法人が保育所も運営するようになること）は無いのだから、両施設の比重が違うということか。

#### (京都市)

- 児童館運営経験が無いと応募出来ないわけではない。児童館運営実績があれば評価点に加点する。

#### (川北委員)

- その場合、仮に保育所運営が「いまいち」でも、児童館運営実績があれば加点されることになってしまふ。
- 児童館も保育所もどちらも大事で、児童館を運営していれば加点になるというのはおかしいのではないか。

#### (京都市)

- 採点のバランスについては、ご意見を踏まえて検討したい。

### ★まとめ★

今回提示された「募集要項」第1案は、2つの施設（保育所と児童館）の過去の募集条件を単純に合体させたものだったため、委員の方々からも審査を不安視する声が挙がっていました。それに対し、京都市の説明は要を得たものでなく、問題点が解消されたとは言えない

#### (安保委員)

- 児童館の運営者が（現在の法人から）替わる場合、混乱が生じることはないか？

#### (京都市)

- これまでも指定管理者が変わることはあった。従来の引継ぎ方を踏襲すれば問題無いと考えている。

#### (土江田委員)

- 民間移管（保育所）と指定管理（児童館）はそもそも異質なもので、両者と一緒にすることには不安を感じる。

#### (安保委員)

- 児童館の指定管理者の選定はこれまで別の委員会が行なつており、「選定部会」の委員は児童館については審査したことがないため、それぞれ疑問に思うところがある。保育所と違って、（応募法人の）実地審査もしないし、保護者との意見交換も無い。
- 点数だけで判断するのではなく、選定部会で審議し理由を明示した上であれば、若干の点数差を調整するということも考えられるが、審査の公平性の点からは疑問もある。

#### (京都市)

- そうしたご意見を踏まえて、（児童館の指定管理者選定を行う）京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会の意見も聞きたい。

#### (安保委員)

- 児童館の審査については、今回の質問・意見を踏まえて京都市の方で再度検討してほしい。
- 一方で、保育所移管先の募集要項については、これまでにも（募集・選定を）行ってきたので、新たな意見は出にくいかも知れない。

※ 議論の流れが明確になるように、一部話の順序を入れ替えるなど、再構成しています。

のではないでしょうか。

一方、児童館部分に目を奪われてしまい、肝心な保育所の移管や保育の引き継ぎについての議論が深まらなかつたこと、安保部会長から「保育所部分の募集要項には新たな意見を出さなくても良い」とも取れるような発言があつたこと等は残念でした。

### 民間移管に関する保護者アンケートについて

7月2日付で京都市より「募集要項（案）に関する御意見票」（保護者アンケート）が配布されました。

これは「保護者の声」として選定部会で紹介される予定ですが、過去（他の保育所の移管の際）には保護者から「不安や心配の声が取り上げてもらえなかつた」「プラス意見を書いた部分だけ切り取って紹介された」といった声が挙がつたこともありました。

今回は、「気になる点」等を書くよう求められていますが、「募集要項（案）」をよく読み込まないと回答しにくい形式になつてゐるのが難点です。

しかし、何も書かずに提出してしまうと、「気になつてゐる点が無い＝安心・問題無い」と判断されてしまうことが懸念されます。どんな些細なことでもどんどん意見や質問を記入して、保護者の声を選定部会に届けましょう！

京都市による  
 保護者説明会  
が開催されます

7月8日（月）19:00～  
聚楽保育所ホール

「募集要項」案に対して、  
保護者の声を直接京都市に  
伝える機会です。

ぜひご参加ください！

## 京都市からのアンケートについてのお願い

2019/07/06 民間移管対策委員長

今配布されている京都市からのアンケートは、保護者のみなさんの声を京都市や選定委員に直接届ける最初で最後、唯一のとても大事な機会です。ぜひ、皆さん思いの丈をアンケートにお書きください。

民間移管については、運営経験の浅い法人でも応募できてしまうこと、市からの委託費を保育以外の事業にも使えてしまうこと、保育士不足のなか十分な経験をもった保育士さんを確保できない恐れがあること、配慮の必要なお子さんのための加配が難しいことなど、不安は尽きないかと思います。

何も書かなくても提出するよう求められていますが、その場合、「何の意見もない＝何の問題も無い」と判断されてしまう恐れがあります。どんな些細なことでも、意見や質問をどんどん記入いただきますよう、是非ともよろしくお願ひいたします。

なお、7月4日（木）に開催した「募集要項」検討会の資料（藤井豊弁護士作成）を配布しますので、併せて参考になさってください。

また、アンケートの一部は7月26日（金）の第2回選定部会にて取り上げられる予定ですが、京都市が選んだものしか紹介されません。

そこで、意見交換の時間に保護者代表からも保護者のアンケートを紹介したいと考えております。

ご協力いただける保護者の方がいらっしゃいましたら、今回のアンケートの写し（コピーでも写真でもOK）を対策委員のどなたか、または保護者会の箱（職員室前に設置）、もしくはまで（下記Line ID）ご提供いただると非常に助かります（もちろん、無記名で結構です。また個人情報は守ります）。7月23日（火）までにいただければ嬉しいです。



個人情報！  
ダメ！

保護者の声を踏まえた審査・選定が行われるように、  
京都市や選定委員に伝えていきましょう。  
ぜひともよろしくお願ひいたします！

ご意見・ご質問・ご感想などは、下記メールアドレスでも受付中です！

[juraku\\_ikantaisaku@outlook.jp](mailto:juraku_ikantaisaku@outlook.jp)



おおくら とくし  
お話：大倉 得史さん

京都大学大学院人間・環境学研究科 教授

ご専門は発達心理学・保育学・法心理学。これまで「子どもの心を育てる保育」の大切さや民間移管で子どもたちが受ける影響を訴えてこられた大倉先生。市内の市営保育所の元保護者でもあります。

藤井豊さん達との共著『先生、ボクたちのこときらいになったからいなくなっちゃったの？ 子ども不在の保育行政に立ち向かう』(ひとなる書房、2017)など、著作も多数。

保護者学習会〈みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと〉

「良い保育」って  
なんだろう？？

～民間移管のなかで、守りたい〈保育の質〉を考えよう～

緊急企画  
第3弾！

8月29日（木）  
午後7時より  
じゅらく保育所ホール

民間移管のことだけでなく、  
普段の子育てに活かせる  
ヒントたくさんいただけます。  
お気軽にご参加ください！



一般的に、市営保育所では水準の高い「良い保育」が行われていると言われています。一方で、もちろん民間の保育園にも素晴らしい保育を実践している保育園が沢山あります。

では、「子どもたちの成長」という一番大切な目に目を向けたとき、私たちはどのような保育を「良い保育」と評価すれば良いのでしょうか。また、民間移管にあたって、どのような保育を「良い保育」として守っていけば良いのでしょうか。

〈保育の質〉の研究の第一人者で、市営保育所の保育士さんの研修も担当してこられた大倉先生と一緒に、「良い保育」や「良い子育て」について考えてみませんか。



# ご質問・ご意見、大募集！

民間移管で、じゅらく保育所の保育がどうなってしまうのか、不安に感じているという保護者の方々も多いのではないでしょうか。

だからこそ、保護者の側が「こういう保育を守ってほしい」「こんな保育を引き継いで」という考えをしっかり持っておきたいと思います。

そこで、今回も、講師の大倉先生にいろいろと教えていただくため、ご質問やご意見を大募集します！「移管先を選ぶ時は、どんなところをよく見たら良いの？」「こんな保育があるって聞いたことがあるけど…」などなど、何でも結構です。

また、「言いたいこと、聞きたいことはいろいろあるけど、当日は都合が悪くて参加できない」という方も、ぜひこちら↓の動画（大倉先生の講義・講演）をご覧いただき、ご質問・ご意見をお寄せください！



←「保育者の交替と保育の質一子どもの受け影響」  
(東京・小金井市の保育を守る会での講演、2018.7.21)



「低コスト保育は子どもたちの心にどう映るのか」→  
(京都大学職員組合・研究紹介ミニ講義、2016.1.27)

ご質問・ご意見等をご自由にお書きください。

よろしければ、クラス・お名前などをお書きください \_\_\_\_\_

ご質問・ご意見は、各クラスの民間移管対策委員にお渡しいただくか、職員室前に置かれている保護者会のご意見箱に投函してください（無記名でも結構です）。

メールでも受け付けていますので、お気軽にお寄せください！

民間移管対策委員会 E-mail: juraku\_ikantaisaku@outlook.jp



# 速報！

## 移管先募集に応募なし！

去る 10月 21 日（月）から開始された聚楽保育所の移管先となる法人等の募集は、11月 29 日（金）午後 4 時に締め切られました（移管先募集の詳細は下記 URL を参照してください）。

結果については 12月 2 日（月）以降に正式に発表されると思われますが、締め切り後に京都市に確認したところ、法人等の応募は〇件だったとのことです。

聚楽保育所の民間移管をめぐっては、2016 年度に移管先募集が行われた際も法人等からの応募がありませんでした。2017 年度には「2017 年度には再公募は行わない」という保護者への説明に反して、法人等への意向調査が行われましたが、応募の意向を示していた法人等が途中で意向を取り下げたため、再公募自体が実施されませんでした（2018 年度は再公募に向けた動き自体がありませんでした）。

移管に向けた動きは、今回も含めて、過去 3 度にわたって途中で止まってしまうことになります。

保護者の皆さんには、移管先選定部会（京都市はぐくみ推進審議会・市営保育所移管先選定部会）の傍聴や、移管先募集要項に添付される「保護者のページ」の作成をはじめとして、多くのご協力をいただいたこと、改めて感謝申し上げます。

今後さらに再公募が行われるのか、聚楽保育所とセットで公募されたじゅらく児童館の指定管理者をどうするのか等、詳しいことはまだ分かりませんが、京都市には、子どもと保護者の意見にきちんと耳を傾けた上で今後の方針を決めてもらうよう、引き続き訴えていきたいと思います。

2019年 11月 30 日  
民間移管対策委員会



### 【参考】

京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者募集について（京都市 HP）  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258171.html> （右記 QR コード）

